

鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

制 定 平成23年4月27日付第201100010050号
最終改正 令和7年4月17日付第202500014335号
鳥取県農林水産部長通知

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2885号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）に基づいて行う、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 別表1の第1欄の1に掲げる事業について別表2の第1欄に掲げる農業生産活動（以下「間接交付金事業」という。）を行う別表1の第2欄に掲げる者に対し、同表の第3欄に規定する交付金を交付する市町村

(2) 別表1の第1欄の2に掲げる事業を行う市町村

2 本交付金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表1の第1欄の1に掲げる事業にあつては、別表2の第1欄に掲げる農業生産活動の区分に応じ、同表の第2欄に定める交付単価に、当該対象農用地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額以下とする。

(2) 別表1の第1欄の2に掲げる事業にあつては、同表の第3欄に定める経費の額と交付申請額のいずれか低い額とする。

(経費の流用の禁止)

第4条 各対象事業の間においては、別表1の第3欄に掲げる交付対象経費を相互に流用してはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、農地・水保全課長が別に定める日までに、対象事業ごとに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本交付金の交付を受ける者(以下「交付金事業者」という。)は、第3条第1項第1号に規定する交付金(以下「間接交付金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接交付金事業者」という。)に対して、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなくてはならない。

第12条(第4項を除く。)、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接交付金事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付金事業
	知事	交付金事業者
	様式第2号による	交付金事業者が定める
	対象事業	間接交付金事業
	様式第3号による	交付金事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接交付金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、対象事業毎に別表1の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 交付金事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付金事業について変更の承認をしようとするときには、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は前項の規定による知事の承認について準用する。

3 交付金事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接交付金事業において、間接交付金の増額を伴う変更並びに間接交付金事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 交付金事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付金事業者に対して指示をし、又は間接交付金事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、次に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれに定める日（本交付金の全額が規則第19条の規定により概算払されたときは、本交付金の交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月20日）
- ア 別表の第2欄の1に掲げる事業 間接交付金事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
 - イ 別表1の第2欄の2に掲げる事業 対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書（以下「実績報告書」という。）に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（間接交付金の支払）

第12条 別表1の第1欄の1に掲げる事業にあつては、交付金事業者は本交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接交付金事業者に支払わなくてはならない。

（進捗状況の報告）

第13条 交付金事業者は、交付決定年度の第3四半期の末日現在において様式第4号による報告書を作成し、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。

2 前項の規定による報告のほか、交付金事業者は、知事の求めに応じて、当該対象事業の遂行状況を報告しなければならない。

（概算払の時期等の変更を求める書類）

第14条 規則第20条第1項の申出書は、様式第5号によるものとする。

（交付決定前着手）

第15条 事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、別表1の第1欄の2に掲げる事業について交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した様式第6号をあらかじめ知事に提出するものとする。

（書類の保存）

第16条 交付金事業者は、規則第26条に定める書類に加え、推進交付金交付等要綱別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

2 前項の規定により整備し、及び保管すべき書類等のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

第17条 交付金事業者は、対象事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書を作成しておかななければならない。

2 前項の交付金調書は、別表1の第1欄の1に掲げる事業にあつては交付等要綱別記様式第7号に、同欄の2に掲げる事業にあつては推進交付金交付等要綱別記様式第10号によるものとする。

（残存物件の処理）

第18条 交付金事業者は、対象事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(額の再確定)

第19条 交付金事業者は、規則第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の本交付金に代わる収入があったこと等により対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出するものとする。

(提出書類の部数等)

第20条 規則及びこの要綱の規定により交付金事業者が知事に提出する書類は、所管の地方事務所（東部農林事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所をいう。以下同じ。）を経由して提出しなければならない。

(事業完了報告)

第21条 交付金事業者は、対象事業が完了したときは、当該対象事業が完了した日から5日を経過する日と当該対象事業の完了予定年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第7号を知事に提出しなければならない。ただし、既に実績報告書が提出されている場合は、この限りでない。

(雑則)

第22条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月12日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月17日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表1（第3条、第4条、第8条、第11条、第12条、第15条、第17条関係）

1 対象事業	2 事業主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
1 環境保全型 農業直接支払 交付金	農業者団体等	交付等要綱別紙の規定により別表2の第1欄に掲げる活動に要する経費に充てるため、農業者団体等に対し交付金を交付するのに要する経費	3 / 4	1 間接交付金の増額 2 交付金の30%を超える減額
2 環境保全型 農業直接支払 推進交付金	市町村	交付等要綱別紙3第2の規定に基づき市町村が行う事業に要する経費のうち、日本型直接支払推進交付金実施要領第6に規定する経費	10 / 10	

別表2（第3条関係）

【農業生産活動別交付単価】

(単位：円/10アール)

1 農 業 生 産 活 動	2 交付単価（上限）
(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000
(2) 5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600
(3) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）	14,000 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算）
(4) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物）	3,000
(5) 5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）	4,000
(6) 5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物）	2,000
(7) 5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	5,000
(8) 有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000